

「ぐんま食品ロス削減推進店」登録実施要領

(目的)

第1 この要領は、生ごみの減量や、本来食べることができるにもかかわらず廃棄される食品（以下「食品ロス」という。）の削減に向けた取組を実践する店舗を、「ぐんま食品ロス削減推進店」（以下「推進店」という。）として登録し、その取組を広く周知することにより、県民等の意識啓発を図り、もって外食及び食料品販売における生ごみの減量及び食品ロスの削減を促進することを目的とする。

(登録の対象)

第2 登録の対象は、群馬県内で営業する飲食店、宿泊施設及び食料品小売店（以下「店舗」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者が経営している店舗は、登録の対象としない。

(登録の要件)

第3 県は、次に掲げる取組項目を1つ以上実践する店舗を推進店として登録する。

(1) 小盛、ハーフサイズメニュー等の設定

(2) 来店者からの要望に応じた量の調整

(3) 食べ残し削減の呼びかけ

例：宴会での食べきりの呼びかけ、注文受付時に適量注文の呼びかけ、食品ロス削減推進店である旨の呼びかけ等

(4) 食べ残しの持ち帰り希望者への対応

例：食べ残した料理等について、消費期限や食品衛生等の留意事項を説明した上での持ち帰り、持ち帰り容器の提供、店内での案内等

(5) 特典の提供

例：食べきった来店者にポイントや次回割引券の提供等

賞味期限・消費期限が迫った商品の値引き、閉店間際における値引き販売

(6) 賞味期限・消費期限が近い順に購入することを促す呼びかけ

(7) 量り売り、ばら売り、少量パック等による販売

(8) 食品廃棄物のリサイクル

例：仕込み過ぎや食べ残しの食品、賞味期限・消費期限切れの食品の飼料化・堆肥化等

(9) ポスター等の掲示による啓発活動の実施

(10) その他生ごみの減量・食品ロスの削減につながる取組

(推進店の役割)

- 第4 推進店は、前条各号の取組を積極的に実践し、生ごみの減量及び食品ロスの削減に努めるものとする。
- 2 推進店は、県から交付されたポスター及びステッカー等を店舗内の見えやすい場所に掲示し、来店者に対し、この取組について積極的にPRし、周知を図るものとする。
- 3 推進店は、この取組に関し、県が実施する調査に協力するよう努めるものとする。

(登録手続等)

- 第5 推進店として登録を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、入力フォームに必須事項を入力、または申請書（様式第1号）を県へ郵送、FAX、E-MAIL または持参のいずれかの方法で提出するものとする。
- 2 県は、申請者から提供された情報を確認し、第3の登録要件を満たしていると認められるときは、推進店として登録し、申請者にポスター及びステッカー等を交付するものとする。

(推進店の情報発信)

- 第6 県は、登録した推進店の店舗情報及び取組内容等を、県ホームページで幅広く紹介するものとする。
- 2 申請者は、県に申請書を提出した時点において、当該申請者の店舗情報及び取組内容等を県がホームページへの掲載その他の方法により広報することを承諾したものとする。

(登録内容の変更)

- 第7 推進店は、登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに入力フォームに必要事項を入力、または登録内容変更届（様式第2号）により県に届け出るものとする。
- 2 県は、前項の届が提出されたときは、必要に応じて県ホームページの掲載内容を修正するものとする。

(登録の中止)

- 第8 推進店は、第3の登録要件を満たさなくなったとき又は店舗を廃止するときは、速やかに入力フォームに必要事項を入力、または登録中止届（様式第3号）により県に届け出るとともに、県から交付されたポスター及びステッカー等の掲示を速やかに中止しなければならない。
- 2 県は、前項の届が提出されたときは、当該店舗情報及び取組内容等を県ホ

ホームページから削除するものとする。

(登録の取消し)

- 第9 県は、推進店が第3の登録要件を満たしていないと認められるとき、推進店としての信用を失墜する行為など登録を継続することが適当でない認められるときは、登録を取り消すことができるものとする。
- 2 前項の規定により登録を取り消された店舗は、県から交付されたポスター及びステッカー等の掲示を速やかに中止しなければならない。
- 3 県は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該店舗情報及び取組内容等を県ホームページから削除するものとする。

(その他)

- 第10 この要領に定めるもののほか、推進店の登録制度に関して必要な事項は、群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課長が定める。

附 則

この要領は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月8日から施行する。